

# 児童手当の現況届について

## **現況届の提出が不要になります！！**

⇒令和4年度から毎年6月に提出していただいていた現況届が不要になります。

※一部提出が必要な方がおられます。詳しくは下記1をご確認ください。

1 令和4年度から受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を不要とします。

**※ただし以下の方は、引き続き現況届の提出が必要です。**

- ① 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が井手町と異なる方
- ② 支給対象児童の戸籍や住民票がない方
- ③ 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④ 法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤ その他、井手町から提出の案内があった方

**2 以下の変更事項があった方は届出てください。**

- ① 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ② 受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（他の市区町村や海外への転出を含む）
- ③ 受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ④ 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ⑤ 受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）
- ⑥ 離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ⑦ 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき